意見書第１号

奈良県広域消防組合における消防学校の事務委託
に関する規約変更に反対する意見書（案）

上記の議案を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９９条の規定に基づき別紙のとおり議決を求める。

令和５年２月２７日提出

提　出　者
香芝市議会議員
木　下　充　啓
川　田　　　裕

賛　成　者
香芝市議会議員
河　杉　博　之
中　川　廣　美
小　西　高　吉
中　村　良　路
中　山　武　彦
下　村　佳　史
上田井　良　二
中　井　政　友
中　谷　一　輝
芦　髙　清　友
青　木　恒　子
眞　鍋　亜　樹
清　川　希代子

奈良県広域消防組合における消防学校の事務委託
に関する規約変更に反対する意見書（案）

奈良県広域消防組合（以下「組合」という。）は地方自治法第２８４条第２項の規定により、普通地方公共団体の事務の一部を共同処理するために設置された一部事務組合である。

そして、その共同処理する事務等は、一部事務組合に参加する各構成団体の議会の議決をもって規約に定めなければならない。

ところが、令和５年２月２０日に組合と奈良県の間において「将来の奈良県消防学校の管理・運営に関する覚書」（以下「覚書」という。）が結ばれた。覚書に記される内容では、「令和５年度に消防学校の管理・運営の移管について、地方自治法に基づく事務委託を目指す。」等の旨である。

しかしながら、奈良県消防学校の事務は消防組織法第５１条の規定により都道府県に義務付けられている事務である。また奈良県においてのその事務の範囲は県全域である。

それに対し、消防に関する責任は原則として市町村の事務であり、組合においては３７の普通地方公共団体がその事務の共同処理を一部事務組合で行っている。

すなわち、消防学校は市町村の事務ではなく、ゆえに共同して処理する事務でないことは明白であり、一部事務組合設置の趣旨に反するものである。

上記の理由から、覚書による協議が進められ、事務の委託を行う方針が決定されたとしても、全国でも類を見ない共同処理する事務以外のものを規約に定めることは、法の趣旨から鑑み馴染まないものであることは明らかであり、香芝市議会では受け入れることのできないものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和５年　月　　日

奈　　良　　県　　知　　事　　　荒井　正吾　殿
奈良県広域消防組合管理者　　　亀田　忠彦　殿

奈良県香芝市議会